



# 修善寺町外3町合併協議会 合併協議会だより

No.10  
平成16年1月1日号

■修善寺町 ■土肥町 ■天城湯ヶ島町 ■中伊豆町

合併協議会のホームページ <http://www.izucity.jp> (<http://www.shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp/gappei/>)

12月4日(木)に第16回修善寺町外3町合併協議会が開催され、8月20日に調印した協定項目中「合併までに調整する。」とした調整方針について、それぞれ決定した調整結果の報告が行われました。(内容については、次号と分けて報告いたします。)

## 報告第25号 国民健康保険事業の取扱い

- 【調整方針】保健事業は、合併時までに調整し、統一する。  
【調整結果】保健事業は、次のとおり実施する。  
ア 人間ドック事業は、対象を20歳以上75歳未満(老人医療受給者は除く)とする。自己負担金は受診した経費の3割とする。  
イ 医療費通知は、年6回送付する。  
ウ 訪問事業は、天城湯ヶ島町・中伊豆町の例により統一する。  
エ 高齢者健康指導事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 報告第26号 介護保険事業の取扱い

- 【調整方針】介護保険事業については、合併時に、修善寺町・天城湯ヶ島町・中伊豆町(田方南部広域行政組合)の例により統一する。ただし、介護認定審査会は、合併時に、新市と関係町村と調整し設置する。  
【調整結果】介護認定審査会は、合併時に、新市と戸田村で共同設置する。

## 報告第27号 各種事務事業の取扱い(自治会・行政連絡機構)

【調整方針】旧町の総合調整を行う組織体制及び区長報酬等金額の報告

【調整結果】  
1 自治会・行政連絡機構の組織について報告  
①伊豆市の自治会・行政連絡に関する組織は、下記の「自治会新旧対照表」のとおりとする。

自治会	新	伊豆市	連合区	代表区	区	郷
新旧対照表	旧町	修善寺町		代表区	区	郷
		土肥町		連合区		
		天城湯ヶ島町				
		中伊豆町				

②自治会の代表者による会議として、区長会と連合区長会の2つを設ける。

### 区長会

旧町が自治会との連絡調整会議として実施してきたものと同じ単位で、住民への連絡事項や依頼事項を中心とした会議を行う。

### 連合区長会

旧町の区域から次のように代表者を選出し、地区代表者との意見交換を中心とした会議を行う。

旧町の区域	修善寺	土肥	天城	中伊豆
連合区の数	4	4	4	4

2 区長等への報酬金について報告  
区長等(代表区長・区長・郷長)に対し次のとおりの報酬金を支払う。

- ①前記1の②の区長会に出席する者に対し、25,000円/年  
②各地区の世帯をまとめる者に対し、1世帯当たり150円  
③市からの文書等の配布手数料として、1世帯当たり300円

(裏表紙へ)

## 報告第28号 各種事務事業の取扱い(保健衛生事業)の報告について

- 【調整方針】母子保健事業については、地域性を考慮し、合併時までに調整する。  
【調整結果】母子保健事業については、地域性を考慮し、合併時に、次のとおり実施する。  
ア マタニティスクールは、修善寺町の例により統一する。  
イ 集団検診(1歳半、3歳)は、毎月1回本所において実施する。ただし、土肥町においては地域性を考慮し支所にて実施する。  
ウ 個別健診(妊婦一般、乳児一般)は、土肥町の例により統一する。  
【調整方針】健康づくり推進事業は、合併時までに調整し、実施する。ただし、温泉活用事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。  
【調整結果】  
ア 健康づくり推進協議会  
健康づくり推進協議会は、天城湯ヶ島町の例により新市において設置する。  
イ 保健委員  
保健委員は、土肥町の例により設置する。  
【調整方針】次の事務事業については、合併時までに調整し、実施する。

- 【調整結果】  
ア 献血  
献血は、現行のとおり新市に引き継ぐ。  
イ 生活習慣病予防事業  
生活習慣病予防事業は、合併時に、次のとおり実施する。  
A) 成人の予防教室は、各支所で実施する。  
B) 個別健康教育は、医療機関に委託し実施する。  
ウ 健康福祉まつり  
健康福祉まつりは、合併時に、他のイベントとの共催で実施する。  
エ 各種健診事業  
各種健診事業は、合併時に、次のとおり実施する。  
A) 幼児健診結果事後教室は、修善寺町の例により統一する。  
B) 成人歯科健診は、20歳以上の希望者とし、個別方式とする。  
C) 乳幼児歯科健康診査は、毎月1回、1箇所にて実施。ただし、土肥町については、地域性を考慮し実施する。  
D) 個別健診(HBS抗原検査)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。  
E) 各種ガン検診の対象者は、修善寺町の例とし、次のとおり実施する。  
イ) 胃がん・大腸がん・肺がん検診は、検診車が各地区を巡回する。  
ロ) 子宮がん・乳がん検診は、個別と集団検診の併用で実施する。  
ハ) 前立腺がん検診は、基本検診時に実施する。

- F) 老人保健事業基本健康診査は、修善寺町の例により、各支所にて実施する。  
G) 在宅寝たきり者訪問歯科診査事業は、修善寺町の例により統一する。  
オ 各種相談(健康・栄養・育児)  
各種相談(健康・栄養・育児)は、合併時に、次のとおり実施する。  
A) 個別健康相談及び教育は、医療機関に委託し実施する。対象者は40～65歳の者とする。  
B) 育児相談は、事業内容により月1回、本所または各支所に於いて実施する。  
C) 成人・高齢者の栄養学級・ヘルスアップ教室・健康講座等は、修善寺町の例により統一する。  
D) 母子を対象とする妊婦教室・離乳食教室・栄養教室・食育ノススメ事業は、修善寺町の例により統一する。  
E) 歯科相談は、修善寺町の例により統一する。  
カ 歯科事業  
歯科事業は、合併時に、次のとおり実施する。  
A) 訪問口腔ケア事業は、修善寺町の例により統一する。  
B) 歯科教室は、修善寺町の例により統一する。  
C) フッ素事業は、天城湯ヶ島町の例により統一する。  
D) 歯科表彰は、中伊豆町の例により統一する。

## 報告第29号 各種事務事業の取扱い(福祉関係事業)社会福祉

- 【調整方針】戦没者追悼式は、合併時に、遺族会で実施するよう調整する。  
【調整結果】戦没者追悼式は、合併時に遺族会(事務局:社会福祉協議会)で実施する。  
【調整方針】(株)社会福祉協議会への補助金は、合併時までに(株)社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整する。  
【調整結果】(株)社会福祉協議会への補助金は、合併時までに、田方南部4町社会福祉協議会合併協議会と協議し決定する。  
【調整方針】(株)社会福祉協議会への委託は、地域の実情を考慮し、合併時までに(株)社会福祉協議会と速やかに調整し、新市において実施する。  
【調整結果】(株)社会福祉協議会への委託は、合併時までに、田方南部4町社会福祉協議会合併協議会と協議し決定する。

## 次回合併協議会だより(No.11)の掲載内容

報告第24号と報告第30号から第37号までを掲載する予定です。

発行部数: 13,600部(協議会HPで閲覧可)  
配布先: 修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・中伊豆町  
印刷: 有限会社 修善寺印刷所

【発行・編集】修善寺町外3町合併協議会事務局  
〒410-2416 静岡県田方郡修善寺町修善寺307 NTT修善寺ビル1F  
Tel 0558-74-3066(代表) Fax 0558-74-3067  
E-mail gappei@shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp  
URL: <http://www.izucity.jp>

この会報と新市建設計画は、合併協議会ホームページ(URL: <http://www.izucity.jp>)でご覧いただけます。